

青洲の華 デイサービスはこぎき 【 利用料金表 】

1 厚生労働大臣の定める基準によるもの

令和6年12月1日改定

【通所介護】通常規模型通所介護費

	通所介護費		単位数(回)
	利用時間	介護度	
基本部分	3時間以上 4時間未満	要介護1	370
		要介護2	423
		要介護3	479
		要介護4	533
		要介護5	588
基本部分	4時間以上 5時間未満	要介護1	388
		要介護2	444
		要介護3	502
		要介護4	560
		要介護5	617
基本部分	6時間以上 7時間未満	要介護1	584
		要介護2	689
		要介護3	796
		要介護4	901
		要介護5	1008
基本部分	7時間以上 8時間未満	要介護1	658
		要介護2	777
		要介護3	900
		要介護4	1023
		要介護5	1148

【介護予防通所介護】

	介護予防通所介護費		単位数
基本部分	要支援1		1798/月
	要支援2(週2回程度)		3621/月
	要支援2(週1回程度)		1798/月
	要支援1(1月で4回まで)		436/回
	要支援2(1月で8回まで)		447/回
	要支援2(月4回まで)		436/回
	加算部分	栄養改善加算	
口腔機能改善加算		150/月	
一体的サービス提供加算		432/月	
生活機能向上グループ活動加算		100/月	
同一建物減算		要支援1	-376/月
		要支援2	-752/月
サービス提供体制強化加算(I)		要支援1	88/月
		要支援2	176/月
介護職員等処遇改善加算		所定単位数×9.2%	

※2時間以上3時間未満の通所介護サービスの場合は4時間以上5時間未満に70/100を乗じた料金となります。

※利用料金は厚生労働大臣が定める基準の単位数に1単位あたりの単価10.45円(地域区分:5級地)を乗じて算定した額で、利用者負担金はその1割又は2割(負担割合証に記載)の額となります。

※介護職員処遇改善加算の所定単位数は総単位数(基本サービス費+各種加算・減算)のことで、(介護予防)通所介護はサービス別加算率5.9%となっています。

2 その他の費用

厚生労働大臣の定める基準によるもののほかに下記の費用がかかります。

【介護保険給付対象外料金】

昼食代(1食あたり)	669円
------------	------

※お休みの場合、前日17:30までのご連絡でキャンセル料は発生しません。

※その他、日常生活訓練・行事等に係る費用の負担をお願いすることがあります。

* おむつ、パットは実費となります。

	通所介護費		単位数(回)
加算部分	個別機能訓練加算 I 2		76 1回
	入浴介助体制加算(I)		40 1回
	科学的介護推進体制加算		40 月ごと
	ADL維持等加算(1)		30 月ごと
	サービス提供体制強化加算(I)		22 1回
	通所介護送迎減算		-47 1回
	通所介護同一建物送迎減算		-94 1回
	介護職員等処遇改善加算		所定単位数×9.2%

* その他の加算が発生する場合は別途下記します。

	通所介護費	単位数(回)
加算		